

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年11月13日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成30年2月27日、A会社に雇用され、B所在のC工場（以下「派遣先」という。）に派遣され、製造工として勤務していた。
- 2 請求人は、平成30年5月9日、派遣先の製造ラインにおいて、ストーブをパレットに積み込む作業中、フォークリフトの先にあったストーブを取ろうとした際、フォークリフトの爪が見えず、頭を当該爪にぶつけた拍子に後ろに転倒し、右肘をコンクリート床に強打し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D医療機関で「右肩打撲傷、右橈骨頭骨折の疑い」と診断され、その後、E医療機関で「右肘関節部打撲傷」と診断され、療養の結果、同年に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認めたものの、請求人には同一系列に障害等級第12級の既存障害があるので、これら2つの障害を併合して障害等級準用第11級と認めた上で、労災則第14条第5項の規定により障害等級第11級に应ずる額から既存障害等級第12級に应ずる額を控除した額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官

が令和元年5月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が障害等級準用第11級を超えると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴及び本件に係る医師の見解から、右肘関節の機能障害、右上肢の神経症状及び既存障害である頸部の神経症状と認められる。

ア 右肘関節の機能障害

請求人は、障害の状態について、「痛みの場所は、右手の腕、手首、小指の痛み。動きが悪いところは、右手の痛みがあつて曲がらない。」と述べている。

一方、F医師は、請求人を対診した平成30年11月8日付け意見書において、負傷当日から平成30年6月にかけて撮影されたエックス線、CT、MRIの画像所見として、「骨傷を認めない」と述べており、請求人の負傷部位である右肘には器質的障害は認められず、請求人の同部位の機能障害は、後述する疼痛による可動制限と考えられるから、決定書に説示のとおり、障害等級に該当しないと判断する。

イ 右上肢の神経症状

F医師は、上記意見書において、「右肘から前腕にかけて頑固な神経症状を残すもの」と記載している。同医師の意見は、画像所見や神経学的所見を

踏まえた妥当なものであり、是認することができ、決定書に説示のとおり、障害等級第12級に該当するものと判断する。

ウ 既存障害

請求人には、既存障害として神経系統の機能に、障害等級第12級に該当する障害が認められる。

(2) 給付額

労災則第14条第3項第1号では、第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、1級繰り上げる旨を定めている。そうすると、請求人には障害等級第12級に該当する身体障害が2以上あるため、障害等級を1級繰り上げて障害等級準用第11級とすることが妥当である。

労災則第14条第5項では、既に身体障害のあった者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合に、加重した限度で障害補償を行う旨定めており、決定書に説示のとおり、障害等級第11級に应ずる額から、既存障害等級第12級に应ずる額を控除し、加重した限度で本件の支給額を決定した処分は妥当である。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月10日